

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第2章 各 教 科</p> <p style="text-align: center;">第1節 小 学 部</p> <p>第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。</p> <p>指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。</p> <p>1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>(1) 児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて，的確な概念の形成を図り，言葉を正しく理解し活用できるようにすること。</p> <p>(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，漢字・漢語の理解を促すため，児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</p> <p>(4) 触覚教材，拡大教材，音声教材等の活用を図るとともに，児童が視</p>	<p style="text-align: center;">第2章 各 教 科</p> <p style="text-align: center;">第1節 小 学 部</p> <p>第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。</p> <p>指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。</p> <p>1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>(1) 具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて，的確な概念の形成を図り，言葉を正しく活用できるようにすること。</p> <p>(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，漢字・漢語の理解を促すため，適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>(3) 児童の視覚障害の状態等によって学習上困難を伴う内容については，基本の理解を促す事項に重点を置いて指導すること。</p> <p>(4) 触覚教材，拡大教材等の活用を図るとともに，児童がコンピュータ</p>

覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

- (5) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

- (5) 児童が空間や時間の概念を活用して学習場面の状況を的確に把握できるようにし、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しむ態度を養うように工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 児童の言語発達の程度に応じて、言葉による意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序等を工夫すること。

(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

(4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

(2) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。

(3) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 児童の授業時数の制約等の状況に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図るなどして、効果的な学習ができるようにすること。

(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。

(3) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器の有効な活用を図るなどして、指導の効果を高めるようにすること。

(4) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[生活]

1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を求めたり、教師と一緒に رفتりする。
- (2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。
- (4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。
- (5) 教師と一緒に集団活動に参加する。
- (6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。
- (8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。
- (9) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
- (10) 身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。
- (11) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。

○2段階

- (1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身辺処理をする。
- (2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。
- (4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかかわりをもつ。
- (5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。
- (6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。

[生活]

1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 身辺生活の処理を求めたり、教師と一緒に رفتりする。
- (2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。
- (4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。
- (5) 教師と一緒に集団活動に参加する。
- (6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 学校生活の簡単なきまりに従って行動する。
- (8) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
- (9) 身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。
- (10) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。
- (11) 身近な公共施設や公共物を教師と一緒に利用する。

○2段階

- (1) 教師の援助を受けながら身辺生活の処理をする。
- (2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。
- (4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかかわりをもつ。
- (5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。
- (6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。

- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。
- (8) 教師の援助を受けながら、日課に沿って行動する。
- (9) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。
- (10) 身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。
- (11) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。
- (12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。

○ 3 段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を自分でする。
- (2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。
- (3) 友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。
- (4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。
- (5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。
- (6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。
- (8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。
- (9) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。
- (10) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。
- (11) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

[国 語]

1 目 標

- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりに気付き、それらを守って行動する。
- (8) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。
- (9) 身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。
- (10) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。
- (11) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物を利用する。

○ 3 段階

- (1) 日常生活に必要な身辺生活の処理を自分でする。
- (2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。
- (3) 友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。
- (4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。
- (5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。
- (6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりが分かり、それらを守って行動する。
- (8) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。
- (9) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。
- (10) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。
- (11) 身近な公共施設や公共物の働きが分かり、それらを利用する。

[国 語]

1 目 標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- (4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

○2段階

- (1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- (3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。
- (4) 文字を書くことに興味をもつ。

○3段階

- (1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。
- (4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

[算数]

1 目標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。

日常生活に必要な国語を理解し、表現する能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- (4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

○2段階

- (1) 教師や友達などの話し言葉に慣れる。
- (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- (3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。
- (4) 文字を書くことに興味をもつ。

○3段階

- (1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどのあらましを教師や友達と話す。
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。
- (4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

[算数]

1 目標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 具体物の有無が分かる。

- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

○ 2 段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

○ 3 段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

[音楽]

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心を持ち、その美しさや楽しさを味わうようにする。

2 内容

○ 1 段階

- (1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。
- (2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

○ 2 段階

- (1) 好きな音や音楽を聴いて楽しむ。
- (2) 友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。
- (3) 打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。
- (4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

- (2) 身近にあるものの数量に関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

○ 2 段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

○ 3 段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

[音楽]

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心を持ち、その美しさや楽しさを味わうようにする。

2 内容

○ 1 段階

- (1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。
- (2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器でいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

○ 2 段階

- (1) 好きな音楽を聴いて楽しむ。
- (2) 友達や教師とともにリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。
- (3) いろいろな打楽器を使ってリズム遊びなどをする。
- (4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

○ 3 段階

- (1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。
- (2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。
- (3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。
- (4) やさしい歌を伴奏に合わせてながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。

[図画工作]

1 目 標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心を持ち、表現の喜びを味わうようにする。

2 内 容

○ 1 段階

- (1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。
- (2) 土、木、紙などの身近な材料をもとに造形遊びをする。

○ 2 段階

- (1) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。
- (2) 粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。

○ 3 段階

- (1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。
- (3) 友達と作品を見せ合ったり、造形品などの形や色、表し方の面白さなどに気付いたりする。

[体 育]

○ 3 段階

- (1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。
- (2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。
- (3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。
- (4) やさしい歌を伴奏に合わせてながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。

[図画工作]

1 目 標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心を持ち、表現の喜びを味わうようにする。

2 内 容

○ 1 段階

- (1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。
- (2) 身近な材料をもとに造形遊びをする。

○ 2 段階

- (1) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。
- (2) 身近な材料や用具を親しみながら使う。

○ 3 段階

- (1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。
- (3) 友達と作品を見せ合ったり、造形品などを見ることに関心をもったりする。

[体 育]

1 目標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。
- (3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。

○2段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。
- (3) 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。

○3段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。
- (3) いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

2 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うと

1 目標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 教師と一緒に、歩く、走るなどの基本的な運動をする。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどをする。
- (3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動する。

○2段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。
- (3) 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動する。

○3段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動をいろいろな方法で行う。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。
- (3) いろいろなきまりを守り、力を合わせて安全に運動する。

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、児童の知的発達の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。

2 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導

ともに、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

- 3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

計画を作成するに当たっては、個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。

- 3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- 1 各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

- 2 学校教育法施行規則第73条の8第3項のその他特に必要な教科は、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要がある場合に設けることができる。この場合においては、各学校が、名称、目標、内容などについて適切に定めるものとする。

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[国 語]

1 目 標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 話のおよその内容を聞き取る。
- (2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。
- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。
- (4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

[社 会]

1 目 標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。
- (2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。
- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
- (4) 日常生活で経験する社会の出来事や通信、メディアなどに興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。
- (5) 自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。
- (6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

[国 語]

1 目 標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、表現する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 話の内容を大体聞き取る。
- (2) 見聞きしたことなどを相手に分かるように話す。
- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。
- (4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

[社 会]

1 目 標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 集団生活に慣れ、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。
- (2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。
- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
- (4) 日常生活で経験する社会の出来事に興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。
- (5) 自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。
- (6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

[数 学]

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。
- (3) 図形の特徴や図表の内容を理解し、作成する。
- (4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

[理 科]

1 目 標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にす態度を育てる。

2 内 容

- (1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。
- (2) 身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。
- (3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。
- (4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

[音 楽]

1 目 標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

2 内 容

- (1) いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。

[数 学]

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 初歩的な数量の処理や計算をし、日常生活の中で使う。
- (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。
- (3) 図形の特徴や図表の内容を理解し、作成したりする。
- (4) 金銭や時計・暦の使い方に慣れる。

[理 科]

1 目 標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きに関する初歩的な事柄についての理解を図り、自然を愛する豊かな心情を培う。

2 内 容

- (1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。
- (2) 身近な生物の成長及び活動の様子に関心をもつ。
- (3) 身近な事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。
- (4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

[音 楽]

1 目 標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

2 内 容

- (1) いろいろな音楽を楽しく聴く。

- (2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。
- (3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。
- (4) 歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。

[美術]

1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

2 内容

- (1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。
- (3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

[保健体育]

1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

2 内容

- (1) 体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンスなどの運動をする。
- (2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。
- (3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

[職業・家庭]

- (2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。
- (3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。
- (4) 歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。

[美術]

1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

2 内容

- (1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、かいたり、つくったり、飾ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。
- (3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

[保健体育]

1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

2 内容

- (1) 体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンスなどの運動をする。
- (2) きまりや簡単なルールなどを守り、互いに協力して安全に運動をする。
- (3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

[職業・家庭]

1 目標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

2 内容

- (1) 働くことに関心をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。
- (2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。
- (3) 道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
- (4) 自分の役割を理解し、他の者と協力して作業や実習をする。
- (5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。
- (6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。
- (7) 家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。
- (8) 職業生活や家庭生活で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。
- (9) 家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。

[外国語]

1 目標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

2 内容

英語

- (1) 身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。
- (2) 簡単な英語を使って表現する。

1 目標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

2 内容

- (1) 働くことに関心をもち、働く喜びを味わい、作業や実習に参加する。
- (2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。
- (3) 道具や機械の使い方などが分かり、安全に作業や実習をする。
- (4) 自分の役割を理解し、他の者と協力して作業や実習をする。
- (5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。
- (6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。
- (7) 家庭生活に必要な被服、食物、住居などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。
- (8) 職業生活や家庭生活で使われる情報機器等の初歩的な扱いに慣れる。
- (9) 余暇を有効に過ごすための方法を知り、生活に生かす。

[外国語]

1 目標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

2 内容

英語

- (1) アルファベットや簡単な語に興味や関心をもつ。
- (2) 簡単な英語の表現に興味や関心をもつ。

その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。
- 3 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 5 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

- (3) 簡単な英語を使って表現する。

その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

[その他特に必要な教科]

学校教育法施行規則第73条の8第3項のその他特に必要な教科は、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要がある場合に設けることができる。この場合においては、各学校が、名称、目標、内容などについて適切に定めるものとする。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。
- 2 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。
- 3 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表

改訂案	現行
<p style="text-align: center;">第3章 道 徳</p> <p>小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。 	<p style="text-align: center;">第3章 道 徳</p> <p>小学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては小学校学習指導要領第3章、中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、それぞれ次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。 2 各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 外国語活動</p> <p>小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。 2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。 	

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表

改訂案	現 行
<p style="text-align: center;">第5章 総合的な学習の時間</p> <p>小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。 2 体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。 	